

📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 20 号(2017 年 4 月)

📎 << - - 事実を反する認知をどう争うか? - - >> 📎

📍 [認知に対する反対事実の主張]

婚姻外で生まれた子が父親に認知されると、その子の出生時に遡って父親と子の間における扶養請求義務や相続権等が発生します。しかし、その認知が事実を反しており、その認知がなされた為に身分上の不利益を受ける者は、その認知に対し反対の事実を主張すること（認知無効の訴え）ができます。（民法第 786 条）

📍 [認知無効の訴えを提起できる場合]

認知無効の訴えを提起できる場合の一例として、遺産相続が絡むケースがあります。

例えば、被相続人である甲が、婚姻外で生まれた子 A を認知したとします。

この場合、認知された子 A には遺産を相続する権利が発生します。

子 A は第一順位の相続人となる為、両親や兄弟姉妹といった他の親族は甲の遺産を相続することが出来なくなってしまいます。

また甲に実の子がいる場合には、子 A 以外の子供一人当たりの相続分が減少してしまう事になります。

このように認知された子が生じた為に遺産相続に関して不利益を受ける事となる者は、認知無効の訴えを提起することができます。

📍 [誰が訴えを提起出来るのか?]

認知無効の訴えを出来るのは『子その他の利害関係人』とされています。（民法第 786 条）

また民法第 785 条では『認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない』

と定めており、条文どおりに捉えるならば、子を認知した本人は、認知無効の訴えを提起できない事になります。

しかし、平成 26 年 1 月 14 日付の最高裁判決では、認知した本人も民法第 786 条に規定する利害関係人に該当し、自らした認知の無効を主張することが出来る旨の判例を示しております。

ただし、認知した本人による認知無効の訴えは、認知した後で、無条件にその無効を主張できるという訳ではなく、血縁上の父子関係が無い事が明らかである等、相当の理由が必要となります。

📍 [事実を反する認知をしてしまう場合]

認知無効の訴えは、あくまでもその認知が事実を反する場合の話であり、血縁上の父子関係がある事が事実であれば、当然の如くその認知は取り消せません。

事実を反する認知をしてしまうケースについては様々な理由や事情があると思いますが、一例としては、浮気相手の女性から、「強制認知の訴えを起す」などと迫られて、妻に不貞が発覚するのを恐れて、こっそり婚外子を認知してしまう、という場合があります。

認知が成立すると、その認知した者の戸籍には、婚外子を認知した旨が記載されます。

よって、上記のケースのように、こっそりと婚外子を認知しても、不貞が発覚するのは時間の問題でしょう。

📍 [終わり] 📍